

(参考) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究
に関する倫理指針において使用する医学用語

○ 生殖補助医療

不妊症の診断、治療において実施される人工授精、体外受精・胚移植、顕微授精などの、専門的かつ特殊な医療技術の総称。

○ 胚

一の細胞（精子、未受精卵を除く。）又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のもの。受精卵を含む。

○ ヒト受精胚

ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生ずる胚。

○ 配偶子

卵子又は精子。

○ 原始線条

初期胚の発生の過程（ヒトでは受精後約14日後）で現れる細い溝のことで将来背骨になる。この出現により胚は本格的に臓器・組織への分化を始めるとされている。